

死亡労働災害多発 警報発令

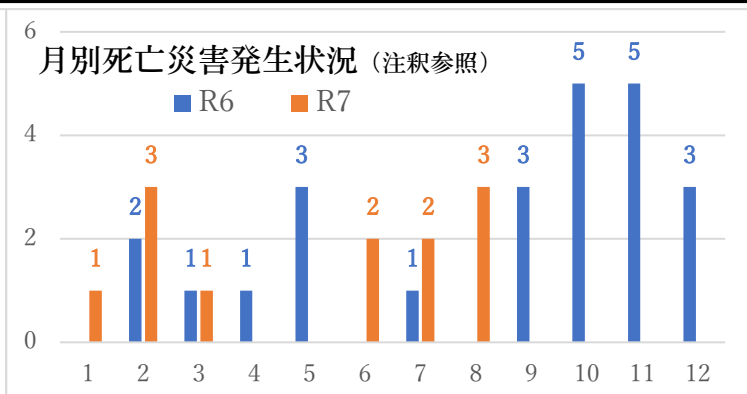
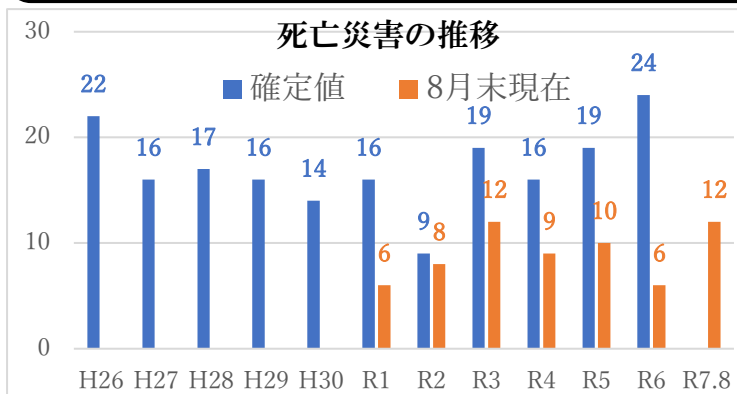


令和7年8月末現在、栃木県内では、労働災害による死亡者が前年より6人増加し、**12人**と倍増しております。昨年は、死亡労働災害が9月以降に多発し、10年ぶりに20人を超えたことも踏まえて、**令和7年9月1日付けで、栃木労働局長は「死亡労働災害多発警報」を発令します。**

発令期間：令和7年9月1日～令和7年12月31日

“2つ”の重点項目（詳細は裏面参照）

- **墜落災害対策**：全業種で、昨年死亡災害が多発した「墜落」災害の対策の徹底
- **高年齢労働者対策**：死亡災害の被災者の半数を占める高年齢労働者による労働災害の対策の徹底

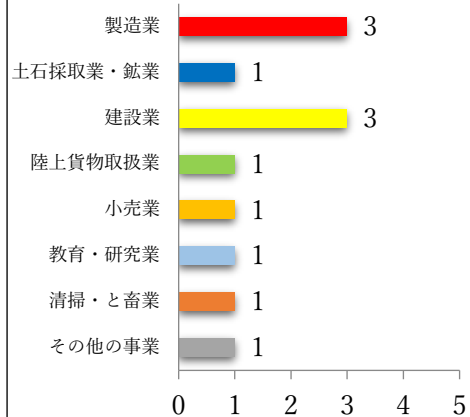


※令和6年9月から令和7年8月までの1年間で死亡者は**28人**に上り、歯止めがかからない状態が続いています。

注釈：発生してから数か月後に死亡した等で、確定値を月別で見ると令和6年8月末までの件数が8件となっています。

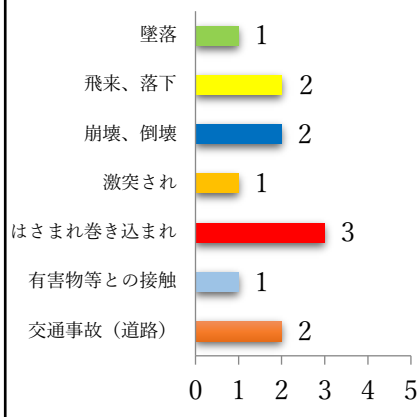
死亡災害の内訳

業種別（R7.8末）



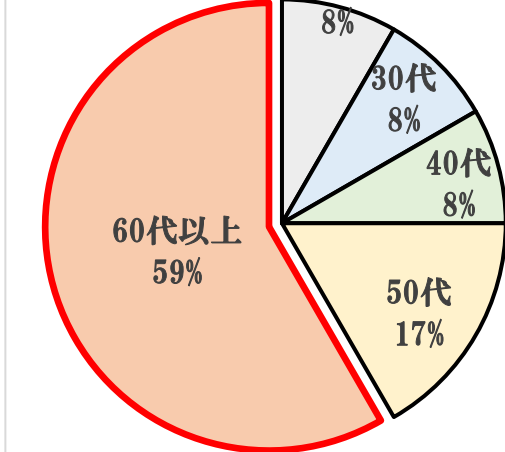
死亡災害の内訳

事故の型別（R7.8末）



死亡災害の内訳

年齢別（R7.8末）



※今年の特徴は、業種や事故の内容に偏りが少ないものの、**60歳以上の労働者が約6割を占め多発しています。**



栃木労働局・労働基準監督署

◎ 本年の死亡災害の事例は、HPをご覧ください。



1 墜落災害対策：昨年死亡災害が多発した「墜落災害」を防ぐために！

(1) 昨年度、墜落による死亡災害多発（24人中9人）を受け、パンフレットを作成しております。ご活用ください。

墜落・転落による死亡災害が多発！ 対策の徹底が急務です

栃木県内の令和6年に発生した労働災害による死亡者数は24人でした。
特に、墜落・転落による死亡災害が多発しています。



(2) 身近な設備である「はしご」「脚立」からの墜落災害が業種問わず発生しております。身近にあるからこそ、対策がされずに安易に使って災害に遭われています。リーフレットを参考にして、対策徹底してください。



2 高齢労働者の労働災害を防ぐために！

(1) **傾向：** 60歳以上の高齢労働者の災害が死傷災害でも多く3人に1人の割合で発生しています。特に近年、高齢労働者の雇用も増加しており、ベテラン労働者でなく、経験の浅い労働者も数多く（令和7年の60歳以上の死亡災害7人のうち、経験3年以下が3人と43%を占める。）被災しております。

(2) **対策：** 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（通称：エイジフレンドリーガイドライン）を推進してください。



ポイント！

- ① **身体機能の低下を考慮した作業配置**（平衡感覚が必要な脚立作業を避ける等）
- ② **熱中症対策として、のどの渇きに頼らない水分・塩分の補給や、冷房設備の活用、休憩時間の配慮**
（高齢者が、脱水症状の自覚（発汗やのどの渇き等）がなく、手遅れになるケースも少なくないため）
- ③ **身体機能の低下を補う設備・装置の導入**（例えば、◎ 照度を上げ明るくすることで見やすくする、◎ 警報音等は聞き取りやすい中低音域の音へ変更、◎ 段差を減らす、◎ 階段などに手すりを設ける など）
- ④ **再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行う**
- ⑤ **作業員自身が、身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善に取り組むことも重要です**

(3) **法改正：**労働安全衛生法が改正され、令和8年4月1日より、高齢労働者の労働災害防止対策の推進が努力義務になります。この改正では、高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講じることを求めています。

3 硫化水素中毒による災害を防止するために

埼玉県 行田市のマンホール転落による死亡事故を繰り返さないために、栃木労働局長が各団体に要請書を交付しました。同種作業に加え、酸欠や硫化水素中毒のおそれがある作業を行う場合には、この要請書を参考に対応を図ってください。

